

加治川デイサービスセンター 指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

新発田市高齢福祉課

加治川デイサービスセンター 指定管理者募集要項

加治川デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を管理運営する指定管理者の公募に当たり、市民がいきいきと暮らしていけるよう健康の維持向上を図るため、創意工夫と柔軟性をもって取り組んでいただける法人を募集します。

1 施設の概要

- | | | |
|-----|------|--|
| (1) | 施設名 | 加治川デイサービスセンター |
| (2) | 所在地 | 新発田市住田501番地 |
| (3) | 設置時期 | 平成6年8月 |
| (4) | 設置目的 | 介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者及び
虚弱老人等に対し、孤独感の解消及び心身機能の維持向上を
図り、併せて家族の精神的な負担の軽減を図る。 |
| (5) | 施設規模 | 構造 鉄筋コンクリート構造平屋建
延床面積 482.45㎡ |
| (6) | 施設内容 | <p>【基本事業部門】 機能回復訓練室、静養室、トイレ、更衣室、休憩室、リネン室、
ミーティングルーム、休養室、洗濯室、機械室</p> <p>【入浴部門】 一般浴室、特殊浴室、脱衣室</p> <p>【給食部門】 食堂、調理室、検収室、食品庫</p> |
| (7) | 開館時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| (8) | 休館日 | 1月1日から1月2日まで |
| (9) | 定員 | 35人 |

2 施設の管理方針

- (1) 公の施設であることを認識し、市民の平等な利用を確保すること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理の効率化を図ること。
- (3) 施設の管理を安定的に実施するための人的・物的措置を行うこと。
- (4) 個人情報取り扱いを適正に行える体制を整備すること。
- (5) 管理の基準は、新発田市デイサービスセンター条例の規定に従い、適切に管理すること。
- (6) 法令等を遵守した管理運営を行うこと。
- (7) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持すること。

3 指定管理者が行う業務

別紙1「業務仕様書」参照

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 指定管理料

介護給付費、利用者負担金は指定管理者の収入とし、新発田市からの指定管理料はありません。

6 自主事業

指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で自主事業を実施することができます。ただし、自主事業の実施については、新発田市との協議を必要とします。

7 応募資格者

応募資格者は次の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 法人であること。
- (2) 新発田市内に事業所を有している者又は新発田市内に住所を有している者
- (3) 法人が次に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を有しない者
 - ③ 市税を滞納している者
- (4) 介護保険事業運営の実績を有している者
- (5) 新発田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（新発田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ② 法人等又は法人等の役員若しくは役員に準ずる者（以下この条において「役員等」という。）が、当該法人等、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ③ 法人等又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ④ 法人等又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

なお、新発田市長と新発田警察署が締結する「新発田市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する同意書」に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人又は指定管理者の役員等について、新発田警察署長に照会することがあります。

8 スケジュール等

指定管理者の募集から管理運営の開始までのスケジュールは、次のとおりです。

項 目	日 程
(1) 募集要項等の配布	令和7年8月15日(金)～9月18日(木)
(2) 募集要項等に関する質問期限	令和7年9月1日(月)
(3) 申請書の提出期限	令和7年9月18日(木)
(4) 指定管理者候補の選定、公表	令和7年10月下旬 ※予定
(5) 指定管理者の指定（議会議決後）	令和7年12月下旬 ※予定
(6) 運営引継ぎ	令和8年2月～3月
(7) 指定管理者の管理運営の開始	令和8年4月1日(水)

(1) 募集要項等の配布について

- ① 配布期間 令和7年8月15日(金)～9月18日(木) ※土・日、祝休日を除く
- ② 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 配布場所 新発田市高齢福祉課（新発田市ホームページに掲載します。）

(2) 募集要項等に関する質問について

- ① 質問方法 別紙2「質問書」に質問内容を簡潔に記入の上、FAX又はインターネットメールで問合せ先に送付してください。
- ② 質問期限 令和7年9月1日(月) 午後5時15分まで
- ③ 回答の公表 募集要項等に関する質問への回答については、随時、新発田市ホームページに掲載します。ただし、公表することにより質問者の権利、その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知します。

9 応募の手続

応募する法人は、別紙3「提出書類一覧表」にある書類を次により提出してください。

(1) 提出部数

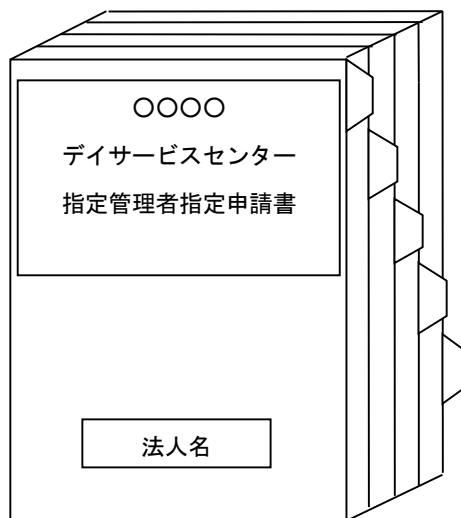
提出書類は13部作成し、1部を正本、12部を副本（写し）として提出してください。

また、「提出書類一覧表」のNo.2～No.8については、電子記憶媒体（CD-Rなど）に保存のうえ提出してください。

(2) 提出書類の体裁

A4縦型ファイルカバーを用い、左綴じで書類ごとに書類番号を記載したインデックスを貼付してください。

また、表紙及び背表紙には、シール等で「《応募する施設名》指定管理者指定申請書《法人名》」と記載してください。



(提出書類のファイルイメージ)

- | | |
|----------|--|
| (3) 提出期限 | 令和7年9月18日(木) ※必着 |
| (4) 提出時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| (5) 提出方法 | 持参又は郵送により提出してください。 |
| (6) 費用負担 | 本応募に関する一切の費用(書類作成及び証明にかかる費用負担等)については、各法人等の負担となります。 |
| (7) 提出先 | 新発田市高齢福祉課(本庁舎2階)
〒957-8686 新発田市中心部3丁目3番3号 |

10 選定方法

提出された応募書類により新発田市指定管理者選定委員会において、候補者を選定します。複数の応募があった場合は、応募者によるプレゼンテーションの後、当選定委員会によるヒアリングを実施します。

11 選定基準

別紙4「選定基準」参照

12 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果通知

候補者として選定された法人には、選定結果を10月下旬に文書で通知します。

(2) 指定手続

候補者を指定管理者として指定する議案を市議会 1 2 月定例会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(3) 業務引継ぎ

指定管理者は、管理開始日（令和 8 年 4 月 1 日）から円滑に業務が実施できるよう、原則として指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、現指定管理者から引継ぎを行うものとします。

(4) 協定の締結

令和 8 年 4 月 1 日に管理に関する基本的事項を定めた協定書を締結します。協定の内容は、新発田市デイサービスセンター条例に規定する内容を基本とします。

(5) その他

- ① 議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
- ② 議会の議決が得られなかった場合においても、業務及び準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

13 再委託の制限

指定管理者は、清掃、警備など個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えありませんが、業務の全部を一括して第三者に委託することはできません。

14 経費に関する事項

(1) 管理運営に係る経費

施設、設備、備品等の修繕費は指定管理者の負担とします。ただし、500 万円以上の修繕費については市の負担としますが、500 万円未満であって、施設本体等の経年劣化により特に必要と認められる場合は、その都度双方で協議することとします。

(2) 施設の維持管理に係る経費（令和 4 年度～令和 6 年度の平均）

光 熱 水 費	修 繕 費	業務委託費等
7, 0 7 4 千円	1, 5 5 1 千円	9 9 4 千円

※業務委託費の主な内容

警備保障、一般廃棄物収集運搬処分、給食調理業務、給水・給湯・空調設備点検、清掃、厨房油脂分離槽清掃、浴槽水質検査等

※その他経費として、人件費、事務費があります。

15 市と指定管理者の責任分担

指定期間内における主なリスク負担については、別紙5「管理運営上のリスク負担表」の負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行います。

16 災害発生時の対応

- (1) 施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先し、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。
- (2) 指定管理者は、市と福祉避難所に関する協定を締結し、災害発生時には、市からの要請により福祉避難所を開設することとします。

17 業務実施状況によるモニタリング

- (1) 施設の管理運営に関して、協定や管理業務仕様書に従い、適正かつ確実に行われているか、安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるか、また、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、実績報告書の確認又は現地調査を行います。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を提出する必要があります。

18 デイサービスセンターの見直しについて

公設のデイサービスセンターの運営について、見直しを進めることとしています。それにより施設の継続、譲渡、廃止などが考えられますので、その際は、事前に協議します。

19 その他

- (1) 指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。
- (2) 応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）とします。

【問い合わせ先】

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市高齢福祉課 地域包括ケア推進係（本庁舎2階）

TEL（代表）：0254-22-3030（内線1201）

TEL（直通）：0254-28-9204

FAX ：0254-21-1091

メールアドレス ：kourei@city.shibata.lg.jp